

尾張旭市都市計画審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2の規定に基づき、尾張旭市都市計画審議会の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 尾張旭市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第3条 審議会は、15人以内の委員で組織する。

(委員)

第4条 委員は次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市議会の議員
- (3) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 役職等により委員となつている者は、役職の辞任と同時に委員も解任するものとする。

4 委員は再任することができる。

(臨時委員及び専門委員)

第5条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が任命する。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第6条 審議会に会長を置くものとし、学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙によつてこれを定めるものとする。

2 会長は会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第9条 この条例で定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年11月9日条例第20号）

この条例は、昭和45年12月1日から施行する。

附 則（平成12年3月29日条例第5号抄）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月21日条例第28号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。